

令和8年2月17日

播磨町教育委員会 様

播磨町学校給食審議会

会長 福本 恭子

答 申 書 (案)

令和7年7月3日付け諮問第2号「学校給食の実施に関する重要な事項について」のうち「播磨町学校給食基本方針（仮称）について」に関して審議した結果、別添のとおり答申します。

別 添

諮問第2号

「学校給食の実施に関する重要な事項について」（令和7年7月3日諮問）のうち「播磨町学校給食基本方針（仮称）について」

1 答申内容

(答申の本旨)

この度、学校給食の実施に関する重要な事項として、播磨町学校給食基本方針（仮称）について諮問を受け、本審議会において審議した結果、「播磨町学校給食基本方針（仮称）は将来的には策定することが望ましいが、策定する目的が明確になってから必要に応じて策定すべきである」との結論に至りましたので、次のとおり附帯意見を添えて答申いたします。

(答申に至った経緯)

播磨町における学校給食は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条各号に掲げる7つの目標が達成されるよう同法をはじめとする関係法令等に基づき実施されていますが、本町がどのような考え方にに基づき学校給食を実施しているか等が明示的に示されている基本的な方針は存在していません。

しかしながら、学校給食法その他関係法令等においては、自治体独自の基本的な方針を策定すべき主旨の規定も存在しておらず、直ちに策定しなければならない事情もまたないものと考えられ、策定されていないことによる町民への直接的な不利益も存在しないものと認められました。

また、本町独自の基本的な方針の具体的な内容としては、例えば「物価が高騰し続けたとしても国産食材を優先的に使用すべきか」等といった個々人の立場や状況によって意見が大きく異なると思われる事項が多数存在しており、本審議会において合意形成を図るとしても慎重な調査審議が必要となります。

加えて、令和8年度以降は全国的に学校給食費無償化の動きがある他、町立幼稚園でも給食の提供が開始される等、学校給食を取り巻く環境に著しい変化を生じる事態となっており、議論の前提となる情報が非常に流動的であることが懸念されます。

これらの実情を総合的に勘案して本審議会において審議した結果、本町独自の基本的な方針については「将来的には策定することが望ましいが、策定する目的が明確になってから必要に応じて策定すべきである」との判断に至りました。

2 附帯意見

上記答申に加え、附帯意見として以下の内容について要望します。

- ・播磨町学校給食基本方針（仮称）の策定に当たっては、今後、町立幼稚園・こども園給食を含む学校給食に関し、播磨町として強いメッセージ性を打ち出す必要が生じた際に、その時点での国の学校給食費無償化等の実情も踏まえて、改めて本審議会に諮問してください。
- ・本答申は、答申日現在までに示された情報を基に調査審議したものであり、改めて諮問いただいた場合における答申内容を拘束するものではない点に留意してください。

以上、答申します。